

生涯学習施設等利用団体の認定基準等について

1 利用団体の認定基準

- (1) 継続的かつ計画的に活動を行う団体・サークルであること。
- (2) 主たる活動区域が南相馬市内であること。
- (3) 団体構成人員は5人以上であり、その半数以上が市内に在住又は在勤・在学であること。
- (4) 団体・サークルの代表者・会計責任者等役員が明確であること。
- (5) 団体・サークルの規約・会則が明確であること。
- (6) 団体・サークルの会員名簿が明確であること。
- (7) 会員の親睦交流のみを活動の目的とした団体でないこと。
- (8) 政治団体または宗教団体でないこと。
- (9) 営利団体でないこと。

* 以下の場合については営利団体とみなす

- ア 代表者や団体役員が講師となり、謝礼金を受け取っている団体
- イ 会費をそのまま講師の謝礼金として支払っている団体
- ウ 私塾的活動を行っている団体

2 利用団体登録申請について

- (1) 登録申請書 別紙様式により提出する。
- (2) 添付書類 規約・会則等、会員名簿、事業計画書、収支計画書
その他教育委員会が必要と認めた書類
- (3) 提出先 ①原町生涯学習センター
②市内各生涯学習センター
③生涯学習課生涯学習係
* ②③については、申請の受付のみを行うものとする。
- (4) 変更申請 ①変更申請は、代表者・規約の改正等があった場合に行う。
及び継続申請 ②継続申請は、2年ごとに一括して行う。
- (5) 登録証 登録した団体には、「生涯学習施設等利用団体登録証(別紙参照)」を交付する。